

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例制定について

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年
周南市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5）」を「「100分の
112.5」とあるのは「100分の157.5）」に改める。

第2条 周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次
のように改正する。

第4条中「「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5）」を「「100分の
120」とあるのは「100分の162.5）」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施
行する。

(参 考)

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>

周南市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

改正前	改正案
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 議員には、給与条例の適用を受ける職員（給与条例第20条の2及び第20条の3第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）の例により、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」とする。</p>